

信証の教主義

別 所 弘 淳

一、はじめに

信証（？）一四二は、法浄院僧正・堀池僧正・三宮僧正とも称され、広沢六流の内、西院流の開祖である。『伝灯広録』卷七⁽¹⁾・『本朝高僧伝』卷五⁽²⁾・『血脈類集記』卷四⁽³⁾・『付法相承血脈鈔』卷上⁽⁴⁾・『野沢大血脈』等によれば、信証は後三条天皇の孫、輔仁親王の子とされ、行意（一〇六二〜一一四一）に就いて真言教学を学び、寛助（一〇五七〜一二二五）より伝法灌頂を受けたとされる。弟子には任覚（覚賢）（一一〇八〜一一八一）・覚証（一〇九八〜？）・行円（生没年不詳）等がいる。

主要著作として『大毘盧遮那経住心鈔』（以下『大日経住心鈔』）七卷が挙げられるが、他にも『阿字観鈔』・『出家略作法』等、事相に関わる著作も著述しているのであり、更に『伝灯広録』等の伝記には、朝廷の命により種々の行法を修したとする記録もあることから、事教二相の大家

といえる学匠である。また信証の教説は、後の東密学匠の著作中にも散見されるのであり、東密の教学的発展を探るうえでも重要な人物といえる。

尚、信証の生年についての記述は、伝記や血脈などの資料にはみられないが、没年は康治元年（一一四二）で統一されている。『本朝高僧伝』卷五一では享年が「五十五」、『血脈類集記』卷四では「四十七」、『伝灯広録』卷七・『野沢血脈集』卷三・『付法相承血脈鈔』卷上では「四十五」と諸説あり、これらの記述によれば生年は、寛治二年（一一八八）・永長元年（一一九六）・承徳二年（一一九八）のいずれかといえることができる。

これについて、『密教辞典』では生年を「一〇八八」、『平安時代史事典』では「一〇九六」として見解が分かれ、また『密教大辞典』・『日本佛家人名辞書』では「一〇八六」と、根拠となった資料が不明なものも存在しているが、本稿は信証の事績について論述することを意図していないため、「生年不明」としておくこととする。

信証の教学は『大日経住心鈔』によって主に知るところであるが、ここで注目すべきは著作の処々に台密学匠の教説が引かれることである。特に『大日経』の教主が如何なる尊格であるのかを問題とする、いわゆる教主義に関しては、五大院安然（八四一〜八八九）、一説九一五没）からの影響を多分に受けているのである。信証と台密教学との関係性については、既にいくつかの

先行研究⁽⁷⁾により提示されているが、ここでは信証の教主義について、先行研究の補足⁽⁸⁾も兼ね、改めて考察してみたい。

二、信証の教主義

さて、既に論じられている通り、信証の教主義を論ずる上で欠くことのできない問題は、安然の「四身互具四身」説の受容である。この安然の四身互具四身なる教説は、『教時問答』巻三に以下のごとく説かれている。

今真言宗意云、四身互具四身。是故、呼_二自性身_一則四身皆自性身。呼_二受用身_一則四身皆受用身。呼_二变化身_一則四身皆变化身。呼_二等流身_一則四身皆等流身。何者、真如之理、法界為_レ体。若自性身無_二余身_一、理則非_二広博法界之理_一。受用之智、受_二用法界_一。若受用身無_二余身_一、智則非_二広博受用之智_一。变化之用、変_二化法界_一。若变化身無_二余身_一、用則非_二広博变化之用_一。等流之事、等_二流法界_一。若等流身無_二余身_一、事則非_二広博等流之事_一。故不空羅索經云、三身一体皆平等毘盧遮那自性身。准而可_レ云三身一体皆平等毘盧遮那受用身・变化身・等流身等_二也_一。此与_二天台三身俱体俱用_一大同。又文字実相義中、法身如来亦名_二大日尊_一。若報身仏亦名_二大日

尊。若応身仏亦名「大日尊」。若等流身亦名「大日尊」。亦与「此中意」同。⁽¹⁰⁾

ここでは「四身が互いに四身を具す」としたうえで、四種身をそれぞれ理・智・用・事に配当している。すなわち、真如（自性身）に理、受用身に智、変化身に用、等流身に事を配当させ、それらが互いに他の三身を具足していると説くのである。そしてこの教説が、『不空罽索神變真言經』の三身一体説⁽¹¹⁾、天台の三身俱体俱用説⁽¹²⁾、そして『声字実相義』（安然是『文字実相義』とする）の教説⁽¹³⁾と同義であると規定するのである。しかし『声字実相義』には、

謂大日尊者、梵云「摩訶毘盧遮那仏陀」。大毘盧遮那仏者、是乃法身如来也。……（中略）……

若謂報仏亦名「大日尊」。……（中略）……若謂応化仏或名「大日尊」。応化光明普照「法界」故得「此名」。故經云「或名「釈迦」或名「毘盧遮那」。……（中略）……若謂等流身亦名「大日尊」。⁽¹⁴⁾

とあるように、他の三身にも法身の名を当てはめることしか説いていないのであり、つまり、この四身互具四身説は、『声字実相義』の教説を踏まえながらも、更にそれを発展的に解釈した、安然独自の思想なのである。尚、この安然の教説は、『弁顕密二教論』巻下における『金剛峯楼閣一切瑜伽瑜祇經』の註釈に、「四種法身者、一自性身、二受用身、三変化身、四等流身。此四種身具「豎・横」二義。横則自利、豎則利他。」⁽¹⁵⁾とあることと類似しているが、これはあくまでも四身すべてに自利・利他の義があることをいうのみであり、「四身が互いに四身を具す」という

教説は、やはり安然が初出であると見做すべきであろう。⁽¹⁶⁾

では、この四身互具四身説を、信証は如何に自身の教主義に利用したのであるうか。信証は『大日経住心鈔』卷二において、空海、円仁・安然の説を、

自性身住「自受用・自利、住「他受・変化・等流・利他。是云通。自性身通「余四身二故。別者、
自受・他受・変化・等流。自受用随自、他受・変化・等流随他也。大師御意、以「随自意四
種中自性身「為教主、兼「伴通「四身。慈覚・安然等、以「自受用身「為教主、兼「余三身」⁽¹⁷⁾

であると説いている。つまり、空海の教説が、自性身が自受用身に住するならば自利、自性身が他受用・変化・等流身に住するならば利他という、自性身が他の四身に通じている「通」の立場であるとして自性身教主義と判じ、円仁・安然の教説が、自受用身は真実語を説く随自意、他受用・変化・等流身は方便を説く随他意という「別」の立場であるとして自受用身教主義と判じている。そのうえで信証は、「宗実義、正以「自性身「可「為教主二故也」⁽¹⁸⁾」として、空海と同様に自性身が教主であると判ずるのである。

しかし、ここで問題となるのは、信証が四種身を如何に解釈したかということである。『大日経住心鈔』卷一では、『大日経』の経題、「大毘盧遮那成仏神変加持経」を、四種身を用いて以下のごとく解釈している。

私又云、毘盧遮那成仏、通「自性并受用」。神變加持、俱變化・等流也。又義、大毘盧遮那成仏神變加持者、通「自性身」、乃至又通「等流身」。⁽¹⁹⁾

つまり、経題の「毘盧遮那成仏」を自性身・受用身に、「神變加持」を變化身・等流身に配当する解釈と、「大毘盧遮那成仏神變加持」が自性身以下の四身すべてに通ずるとする解釈の二つを提示するのである。そのうえで、

凡四種法身通有「自利・利他」二義。付之有「二意趣」。一者、云「自利」四種身皆自利也。云「利他」四身皆利他也。^{是二教論}二者、自性・自受用自利、他受用・變化・等流利他。^{是二教論}注意也。

於「後義」、自性・自受用中又有「四身」、他受等中又有「四身」。^{安然有}此義。⁽²⁰⁾

とし、四種身に自利・利他の二義があることをいい、その配当を『弁顯密二教論』・『声字実相義』の二書により、二種に解釈できるとするのである。すなわち、第一の『弁顯密二教論』の釈とは、既述した『弁顯密二教論』巻下に引かれる『金剛峯楼閣一切瑜伽瑜祇經』巻上の「以三五智所成四種法身」⁽²¹⁾に対する註として、

四種法身者、一自性身、二受用身、三變化身、四等流身。此四種身具「豎・横」二義。横則自利、豎則利他。⁽²²⁾深義更問。

と、「横ならば四身は自利、豎ならば四身は利他」と説かれることを根拠として、四身全てが自

利・利他に通ずるとする解釈である。

次に、第二の『声字実相義』の意とは、自性身・自受用身を自利に、他受用身・変化身・等流身を利他に配当する解釈である。但し、『声字実相義』にこの教説がみられないことは一言付しておきたい。

更に、この『声字実相義』の意とした解釈には、自性・自受用身中にも四身があり、同様に他受用・変化・等流身中にもそれぞれに四身があるとする、安然の四身互具四身説も提示するのである。この三釈を整理するならば以下のごとくである。

①四身すべてが自利・利他に通ずる。

（『弁顕密二教論』

②自性・自受用が自利、他受用・変化・等流身が利他。

（『声字実相義』

③自利たる自性・自受用、利他たる他受用・変化・等流身中に、それぞれ四身がある。（安然説）

これらの解釈により理解されることは、信証が、『弁顕密二教論』・『声字実相義』・安然説を、それぞれ区別して理解しているということである。すなわち、既述したように空海説と安然説には類似点も見いだせるが、少なくとも信証にとっては、これらは区別すべき教説として認識されていたのである。また『弁顕密二教論』・『声字実相義』の二著についても、共に空海撰述でありながら区別すべき教説であると信証は認識していたのである。

尚、頼瑜（一二二六―一三〇四）は『大日經疏指心鈔』卷一にて、この三釈を提示した信証の教説を引いたうえで、

密嚴院抄云、四種法身諸法有_二重重義_一。各各横則自利、豎則利他。自性身能加持自利之位、余三身是所加持利他之身也。又互相望有_二自利・利他、能加持・所加持之義_一。又付法相承義也。^文私云、四身平等故各各有_二横義_一、四身淺深故各各有_二豎義_一。又四身互說法、互受_二法樂_一故、互有_二能・所加持、自・他利義_一也。⁽²⁴⁾

と説き、信証が提示した三釈と、覺鑱（一〇九五―一一四三）の教説⁽²⁵⁾、すなわち、

①横ならば四身は自利、豎ならば四身は利他。

②自性身は能加持自利、受用・變化・等流身は所加持利他。

③四身が互いに相對すれば、自利・利他、能加持・所加持の義がある。

という三種の教説を提示する。そのうえで頼瑜は、四身互具四身説を更に発展させ、「四身それぞれに能加持・所加持、自利・利他が備わっている」と説くのである。この教説によって自性身にも能加持・所加持、自利・利他の両面があることになるのであり、これはすなわち、自性身に加持身があると主張する頼瑜の教説にまで関わってくる解釈であると考えられるのである。⁽²⁶⁾

またこの四種身の解釈は、『大日經疏』卷一の、

經云薄伽梵住如来加持者、薄伽梵即毘盧遮那本地法身。次云如来、是仏加持身、其所住处。名仏受用身。即以此身為仏加持住处。如来心王諸仏住而住其中。既從遍一切処加持力生。即与無相法身無二無別。而以自在神力令一切衆生見身密之色、聞語密之声、悟意密之法。随其根性種種不同。即此所住名加持处也。⁽²⁷⁾

という記述を、信証が解釈する際においても用いられている。尚、この『大日經疏』の記述は、教主義を論ずるにおいて非常に重要な文であり、新義・古義分立の後、古義においては、本地身説を支持する記述とされ、対して新義では、自性身中に加持身があることの根拠の一つとして、古義とは異なる訓読が施されたとされる文である。⁽²⁸⁾

この『大日經疏』卷一の文に対し、信証は『大日經住心鈔』卷一において、「問、住如来加持の句の下、自受・他受・変化・等流の四身の料簡は如何。」⁽²⁹⁾との問答を設けている。そしてこの「答」として、以下のごとき教説を提示するのである。

答、疏云、次云如来、是仏加持身、其所住处。名仏受用身。即以此身、為仏加持住处。如来心王諸仏住而住其中。既從遍一切処加持力生。即与無相法身無二無別者、自受用也。此中撰自利四身。而以自在神力、令一切衆生見身密之色、聞語密之声、悟意密之法。随其根性種種不同者、他受・変化・等流也。是又撰利他四身。⁽³⁰⁾

つまり、『大日經疏』の「次云如来……即与無相法身無二無別」までの記述を自受用身に配当し、この自受用身に自利の四身を攝すると解釈するのである。また、『大日經疏』の「而以自在神力……随其根性種種不同」を他受用身以下の仏身に配当し、ここに利他の四身を攝すると主張するのである。この教説は、四身全てが自利・利他に通ずると判じた『弁顯密二教論』と、自性身・自受用身を自利に、他受用身・變化身・等流身を利他に配当すると判じた『声字実相義』の解釈とを合したものである。この文の中の「自利四身」・「利他四身」というのは、『大日經住心鈔』卷一に、

能加持自性身大毘盧遮那住三所加持受用・變化・等流二時、一切法門眷属同住三彼法界宮二受三
法樂二内証。遍三滿生死中三利三益衆生三利他也。爰知、自性法身住三加持三之時、有三自・他受法
樂、一切皆無レ非三毘盧遮那秘密加持⁽³¹⁾。

と説かれていること、すなわち、自性身（能加持自性身大毘盧遮那）が加持（所加持たる受用・變化・等流身）に住するとき、自受法樂（＝自利）・他受法樂（＝利他）の両面があることを指していると考えられる。そして、それらが総じて毘盧遮那秘密加持であるとするのである。この釈は、先に提示した四種の身の解釈のうち、すべての仏身に自性身が住する（具足する）とした、安然の四身互具四身説に通ずるものと考えられる。また、この「毘盧遮那秘密加持」については、

所加持四身從_二無相法身遍一切處加持力_一生。能・所無_二無別_{ナラ}者、總當_二自受用法身_一。不_レ分_二別利他相_一故也。是自性法身自利秘密加持也。約_二隨緣諸相_一分_二別利物麁細_一之時、名_二他受・變化・等流_一故也。是自性法身利他秘密加持也。如_レ是四身二種秘密加持功德總攝_二加持住処句_一也。故教時義第二云、諸阿闍梨云、本地法身如來心王、是理法身即能加持身也。其所住処名_二受用身_一、是智法身自受用身即所加持身也。以_二自在神力_一令_二一切衆生見_一聞_一悟_一三密、是他受用身・變化身也。亦是所加持身也。今宗意云、無相法身皆住_二自受・他受・變化身中_一無_二無別_一。故瑜祇經云、四種法身_云⁽³²⁾

と『教時問答』卷二の教説に基づいて、平等・差別の立場、すなわち、能加持自性身と所加持自受用・他受用・變化・等流身とが無_二無別であるならば、自利と利他とを分別しない（＝平等）が、「隨緣諸相」（＝縁に随つて様々な相が現ずる）という見方をするならば、自利と利他とを差別するとする、二つの立場より自性法身の自利・利他の秘密加持を挙げることも注目されよう。

以上のように、信証は四種身を「平等・差別」、「通・別」の立場より解釈し、自利（＝隨自意）・利他（＝隨他意）を論ずるのであるが、これがいずれも自性身毘盧遮那の秘密加持であることによって、『大日經』の教主が自性身であると主張するのである。

三、実行当機の問題

先述したごとく、信証は無相法身たる自性身と他の三身が無二無別であり、更に自性身に自利・利他の両面を認め、この自性身が『大日経』の教主であると判ずるのであるが、ここで問題となるのは、「内証の境界である自性会に因位の人がいるか否か」ということである。この問題は、後に新義・古義の論義において「実行当機」・「自性会因人」なる算題にて議論されるのであるが、自性身中の加持身を『大日経』の教主とする新義と、本地身を『大日経』の教主とする古義とは結論が正反対の論義なのである。⁽³⁴⁾

さて信証は、自性身に自利・利他の両面を認めているのであり、自性身が利他の性格を有していることを認めている以上、自性会に実行当機の因人ありと判すべきであると想定されるであろう。しかしながら、『大日経住心鈔』巻七には、以下のような問答が設けられるのである。

問、本有法身於法界宮説内証境界時、有実行当機人耶。如何。

答、此経機会有随自・随他二義。約随自辺、有自性所成眷属無実行当機。約随他辺、有実行当機衆。⁽³⁵⁾

ここで信証は、『大日経』の機会には随意・随他意の二義があり、随自の義辺においては、内証の境界を説く自性会には自性所成の眷属のみ有って実行当機の人無しとするも、随他の義辺においては、実行当機の人有りと言っている。その上で、

問、今経自性所成眷属所聞歟。実行当機之所聞経歟。

答、本是自受法楽経也。仍不列当機人⁽³⁶⁾也。

との問答を設け、『大日経』は自受法楽（＝随意意説）の経であるため、「自性会に実行当機の人無し」と判ずるのである。また『大日経疏』卷一の、

問曰、仏所説経、何故先明住処・眷属耶。答曰、譬如国王、若有政令、必先出居外朝。制断刑賞、時史著記云、某時王在某処、与某甲大臣等集議、有如^レ是教命、欲^レ令境内信伏行^レ之不疑故。法王亦尔。将説大法、必於大眷属菩薩衆中令作証明。以是因縁

聞者生信、由信心故、能入如是法中、修行得証、倍復生信。故先列^レ処及衆⁽³⁷⁾也。

という喩を引いたうえで、「外朝^ハ説^レ処、教命^ハ所説法、大臣時史^ハ同聞衆、聞者生信等者、布教利益也。外民無^レ此中⁽³⁸⁾」と説き、実行当機の人（＝外民）無しと主張している点も注目するところである⁽³⁹⁾。

つまり、後の新義・古義における議論に約するならば、信証の教説は新義側の立場に立つもの

なのであり、実際に、『大日経疏指心鈔』卷三や、『大疏百条第三重』⁽⁴⁰⁾にて実行当機の問題を扱う際、『大日経住心鈔』卷七の教説を重要視しているのである。

では、なぜ信証が「自性会に実行当機の人無し」と判じたのであろうか。この理由の一つとして、以下の問答を挙げることができる。

問、当経自受法楽説也。何経教他受法楽説。

答、鉄塔中所レ伝金剛乗教、皆随自説。從「法界宮」直受故。其随他意種種真言道、機會説処盈「刹塵」無「分量」。……（中略）……若付「示現辺」論之、竜樹、鉄塔已前於「空所」聞毘盧遮那秘密念誦法要、無畏三藏、於「金粟王塔下」所「感見」供養次第法是也。

問、竜樹所見、謂随他門心現説。鉄塔諸教以同レ之。

答、此義不レ尔。鉄塔諸教、金剛薩埵在「法界宮」受「毘盧遮那伝」。金剛薩埵自性所成金剛薩埵也。非「実者列」。又是本有大士也。非「始伝受」。然竜樹・無畏内証、雖「久成如来」、為「弘経沙門」始感「彼文」。⁽⁴²⁾

ここに挙げられる竜樹・善無畏の記述とは、『金剛頂経義訣』卷上における、竜樹が「毘盧遮那念誦法要」を感じた記述と⁽⁴³⁾、『大日経供養次第法疏』卷上における、善無畏が『供養次第法疏』を感じた記述の⁽⁴⁴⁾ことを指している。つまり信証は、南天鉄塔における大日如来から金剛薩

埵への教の付法を随意意説（自受法樂）であるとし、それに対して、竜樹・善無畏の感得を随他意説（他受法樂）であるとして区別しているのである。

東密では伝統的に、南天鉄塔内において大日如来から金剛薩埵へと『大日經』・『金剛頂經』の両部大經が伝授され、これを金剛薩埵が竜猛（竜樹）に伝えたことによって、両部大經が人間に流布した事となっている。つまり、大日如来と金剛薩埵との法の相承の場には因位の人がいないことが、信証にとって「自性会において実行当機の人無し」と判ずる大きな理由の一つなのである。

信証が「実行当機の人無し」と判じたもう一つの理由としては、先述した平等・差別の関係が挙げられよう。『大日經住心鈔』巻七では、以下のような問答が設けられている。

問、秘密根性有幾衆耶。

答、有平等・差別二門。平等門根性者、一切衆生毘盧遮那遺體也。無非三密根性故。……（中略）……差別根性者、於一切衆生各有五乘根性。依即身成仏義有大機・小機二別、又普門・一門機異也。又可漸・頓・超三品。無始性欲異故也。⁽⁴⁵⁾

つまり、平等の立場で論ずれば、一切衆生は皆毘盧遮那の体であるが、差別の立場によると、衆生の根性が各別であるとするのである。このうえで、

秘密中雖^レ無^二五乘定相^一、於^二衆生機根^一無^レ始性欲自異也。⁽⁴⁶⁾

とあるように、秘密の中には五乗の定相はない（＝平等）が、衆生の機根はおのずから異なる（＝差別）と結論付けるのである。

つまり信証は、この実行当機の人の有無の問題に対し、差別の立場より実行当機の人無しとの判断を下すのである。また、これは『大日経住心鈔』巻七に、『大日経疏』巻六の記述⁽⁴⁷⁾を引いた上で、

於^二此文^一可^レ有^二義^一。為^二自受法樂^一說。為^二他受法樂^一說。若瑜伽行人入^二三昧^一時、了了聽聞者、隨他義。如^二正說時^一者、隨自意說歟。又疏云、無機之人在^二際會^一不^レ蒙^二深益^一。⁽⁴⁸⁾

として、自受法樂（＝隨自意說）と他受法樂（＝隨他意說）とを定義していることから伺うことができよう。すなわち、信証は実行当機の問題に対して、『大日経』の説會に適う存在を、金剛薩埵に代表される自性所成の眷属のみに限り、自受法樂と他受法樂とを区別するのであるが、一方で教主を論ずる際には、「自性法身住^二加持^一之時、有^二自・他受法樂^一、一切皆無^レ非^二毘盧遮那秘密加持^一」⁽⁴⁹⁾と説いているように、自受法樂と他受法樂とが共に毘盧遮那の秘密加持であり、そこには差別が存在しないことを主張するのである。

つまり、信証の教説の特色として、教主を論ずる際には平等の立場をとるものの、実行当機の

人の有無を論ずる際には、差別の立場をとることが挙げられるのである。

四、安然説への批判

既述の通り、信証は安然の提唱した四身互具四身説を自身の教主義に反映させているのであるが、一方で、安然の教主義を痛烈に批判している面もみられる。すなわち『大日経住心鈔』巻二には、湛然『法華文句記』巻九下の

故存_三身_一、法定不_レ説、報通_三二義_一、応化定説。若其相即、俱説俱不_レ説。⁽⁵⁰⁾

との記述と、『教時問答』巻三の「四身互具四身説」⁽⁵¹⁾とを提示したうえで、以下の主張をなすのである。

此文意、法定不説、報通_三二義_一、応化定説者、三身差別門。三身俱説不俱説、相即門意也。自性・自受用即_三他受_一・変化_二俱説也。他受・変化即_三自性_一・自受用_二不俱説也。今雖_レ云_三自性・自受説非_二相即義_一、四種身理総云_三自性身_一、四種身智総名_三受用身_一、四種身用通号_二変化_一、四種身事具称_二等流身_一。故四種身有_二四種身義_一。故自性身独有_二説法義_一、何必同_二天台義_一。既自_三天台俱体俱用義大同_一。雖_レ許_二自性身説法_一尚等_二シクンバ_一天台俱体俱用之義、自性身説法不説_レ説也。

何者、自性身攝_二余三身_一皆自性身、乃至等流身亦尔也。自性身之所_レ具内証寂滅四身。彼四身說法、不説云_レ説也。_二云_二法定不説_一故也。故大日・教主・瑜伽瑜祇所_レ談大日自受用身也。

更不_レ預_二自性身_一。⁽⁵²⁾

つまり、『法華文句記』に説かれる「法定不説」の記述に基づき、「俱説不俱説」(三身が俱に説法し、また俱に説法しない)の記述を、自性・自受用身が他受用・變化身に即する場合は説法するが、他受用・變化身が自性・自受用身に即する場合は説法しないと解釈するのである。この解釈によれば、説法するのは他受用・變化身であって、自性・自受用身は説法の性格を有しないのであり、よって「自性・自受用身の説は相即の義ではない」とするのである。

一方で、安然の四身互具四身説は、自性身が説法の性格を有する他受用身以下の仏身を具足しているという点において、自性身の説法を認めうる主張であり、そのうえで安然は、「此与_二天台三身俱体俱用_一大同_」⁽⁵³⁾と説き、この四身互具四身説と『法華文句記』の記述が同じであると説いているのである。更に注目すべきは、信証が『法華文句記』の「俱説俱不説」と、天台の義として挙げられる「俱体俱用」とを同義として捉えていることである。

つまり信証は、この二説を同じであると判じた安然の教説に対し、自性身の説法を認めている(四身互具四身)にもかかわらず、天台の俱体俱用(≡自性・自受用身は説法しない)の義と同

じであるならば、これは「自性身の説法は不説の説」なのであり、結局自性身は説法しないことになってしまふと批判するのである。

また、安然の教説を、⁽⁵⁴⁾「無相法身所証之理、自受用身能証之智、他受・変化・等流所起用・所起事也。如是四身一体不離也。一切功德攝彼所証法身、暫独為無相法身説也。」⁽⁵⁵⁾と、四身が一体不離であり、その功德を無相法身に摂して、その無相法身が仮に独り説法すると解釈するのであるが、この安然の教説は、

問、若尔是等解釈等大師所立真言門淺略義歟、如何。

答、不_レ尔。明_二真・妄_一義、会_二事妄・歸_二真理_一故。義雖_二是同_一、彼所立所顯法身・所証真如、迷位無_二事用_一、待_二悟位_一成_二事用_一。大師所立真言門淺略、始顯法身未開顯之前為_二遍一切之事用_一。彼單淺略故。此秘密門淺略故。尚以_レ不同。顯密濫否、学者深可_レ達。⁽⁵⁶⁾

との問答があるように、空海の判ずる真言門の淺略よりも低いものであると主張するのである。すなわち、安然のいう法身・真如は、迷位においては働きは無く、悟ることによって説法に代表される働きが成されるところ。一方で、空海の説く真言門の淺略は、始顯の法身（始覺の時に現れる法身）が未だ現れる前に一切の働きをなすのであり、安然のこの教説は未だ密教の淺略にも達していないと判ずるのである。

つまり信証は、安然が四身互具四身説と天台の俱体俱用の説とが同義であると判じたことを問題として批判するのであり、これはまた「安然猥以三天台・真言仏為三一仏之習、恣会三一切文義。此尤為三芒涼⁽⁵⁷⁾。」とあるように、安然の唱える円密一致説に対する批判とも言い換えることができるのである。

五、まとめ

以上述べたごとく、信証が教主について論ずる際には、四身が平等であり、自性身に自受法樂・他受法樂の両面を認め、教主が自性身であると判じている。また、安然の四身互具四身説も、横平等の立場より提唱されるのであり、これを信証が、自性身教主を主張する際の根拠の一つとして重用したと考えられるのである。

ただし、安然は四身互具四身説と天台教学とを同一視するのであり、これはすなわち、密教と天台教学とを平等の立場より論じた主張であると言えよう。この安然の主張は、東密の信証の立場よりすれば到底受け入れられないものであり、これを同一視する安然の教説を、「自性身の説法は不説の説」であるとして批判するのである。

一方で、実行当機の問題を論ずる際には、自性所成の眷属への説法を自受法楽（随自意説）、因位の人への説法を他受法楽（随他意説）と区別し、内証の境界に実行当機の人無しと判ずるのである。信証がこの問題を論ずる際に、南天鉄塔における大日如来から金剛薩埵への法の相承を用いていることは、信証が「説法」という行為を、より現実的なものとして理解していたと言い換えることもできよう。

この信証の教説は、特に後の新義において、頼瑜の提唱した自性身中の加持身説の根拠ともなり、またこの加持身が未来機の衆生のために説法すると主張した根拠の一つとして重要視されるのである。これらを鑑みるに、信証の教説は、それが後の新義・古義分立にまで及ぶものであり、東密の思想的展開、並びに新義・古義の思想的相違を明確にするうえにおいて、信証教学に対する論究が最重要な課題の一つなのである。

註

- (1) 『伝灯広録』卷七（統真三三・三〇〇頁上～下）
- (2) 『本朝高僧伝』卷五一（仏全一〇三・二一九頁下～二二〇頁上）
- (3) 『血脈類集記』卷四（真全三九・一〇七頁上～下）

(4) 『付法相承血脈鈔』卷上(統真二五・七二頁下～七三頁上)

(5) 『野沢大血脈』(統真二五・三七頁下～三八頁上)

(6) 『野沢血脈集』卷三(真全三九・四二〇頁下)

(7) 信証と台密教学との関係性を論じたものとして、大久保良峻「信証と台密」(『台密教学の研究』所収、法蔵館・二〇〇四)、大谷欣裕「信証撰『大毘盧遮那經住心鈔』に於ける教主義―安然説の受容とその因由―」(『印仏研』五六―二・二〇〇八)等がある。大久保氏は、信証と台密との関係性を、①教判論評、②即身成仏思想、③日本天台の教学に対する見解、の三点から論じている。また大谷氏は、信証の教主義が安然の四身互具四身説を受容して成立していることを指摘している。またその理由の一つとして、安然が四身互具四身説を提示する根拠に、空海撰『声字実相義』を用いたことを挙げている。尚、信証の教主義については、林田光禪『教主義合纂』(国訳密教刊行会・一九二二)、金山穆韶「大日經の教主に就いて(三)」(『密教研究』四八・一九三三)に既に取り上げられ、両氏共に「自性身を教主とし、兼ねて四種法身に通ず」と判じているが、台密との関連性については触れられていない。

(8) 大谷前掲論文の見解に対して異論はないが、教主義との関係が深い「内証の境界を説く自性会に因位の人がいるか否か」という問題については論じられていない。

この問題は、後に新義・古義の論義書にて「実行当機」・「自性会因人」なる算題にて取り上げられているが、新義・古義とでは結論が正反対の論義である。すなわち、新義は「自性会に実行当機の人無し」と判じ、対して古義では、「自性会に因位の人有り」と判ずるのである。

(9) 大谷前掲論文参照。

(10) 『教時問答』卷三(大正七五・四二〇頁上)中)

(11) 安然是この『不空羅索神變真言經』の文を、「法・報・応の三身が毘盧遮那の自性身と平等であり、これに准ずれば三身は一体であって、毘盧遮那の受用・變化・等流身と平等である」と解釈している。しかし、『不空羅索神變真言經』卷二八の原文(大正二〇・三八三頁下)は、「……三身一体、皆等毘盧遮那仏身相好。」としか説かれていない。したがって、安然是この文によって三身を四種身に配当させているが、『不空羅索神變真言經』そのものには説かれていない教説である。

(12) 「俱体俱用」に関しては、湛然『法華玄義釈籤』卷一四(大正三三・九一九頁上)に「三身並常俱体俱用」との記述がみられることが初出のようである。すなわち、三身は常にともに体(本質)内証)であり、またともに用(働き)外用)であるとして、三身すべてに内証・外用の辺を有していることを説いた天台の仏身觀である。「俱体俱用」については、福田堯顥『天台学概論』四三八頁～四四一頁(文一出版・一九五四)に詳しい。

(13) 安然是『声字実相義』(『文字実相義』)の文を、「法身・報身・応身・等流身すべを大日尊と名づける」と解釈するが、本文で指摘した通り、これは『声字実相義』には説かれない解釈である。

(14) 『声字実相義』(弘全一・五三二～五三三頁)

(15) 『弁顯密二教論』卷下(弘全一・五〇〇頁)

(16) 安然が四身互具四身説を主張した理由は明らかではないが、円密一致、殊には大日と釈迦が一体であることを強調するためではないかと推測される。

(17) 『大日経住心鈔』卷二(弘全四二・一七三頁上)

(18) 『大日経住心鈔』卷二(仏全四二・一七四頁下)

(19) 『大日経住心鈔』卷一(仏全四二・一四九頁下)

(20) 『大日経住心鈔』卷一(仏全四二・一四九頁下)

(21) 『金剛峯楼閣一切瑜伽瑜祇経』卷上(大正一八・二五三頁下、二五四頁上)

(22) 『弁頭密二教論』卷下(弘全一・五〇〇頁)

(23) 但し、この自性身・自受用身を自利に、他受用身・變化身・等流身を利他に配当する解釈は、『声字実相義』にはみられないものである。

(24) 『大日経疏指心鈔』卷一(大正五九・五七二頁下)

(25) この覚鑊の教説は、『打聞集』(興全上・五六〇頁、五六二頁)の中に類似した文がみられる。尚、頼瑜撰『即身義愚草』卷下本の「又有四種身等々今此四身各有自利・利他義歟事」なる論義においてもこの覚鑊の教説が引用されている。(『即身義愚草』卷下本・二五〇頁)、『即身義愚草』の頁数は、智山伝法院編『頼瑜撰 即身義愚草』(真言宗智山派宗務庁・一九九四)によって付した。

(26) 尚、信証の著作とされる『住心決疑抄』(大正七七・五一六頁上)においても、「問」の文ではあるが、「問、……(中略)……明知。所_レ有色身説法、皆是如来方便・仮立施設之法。然今本有法身之上許_二有色心_一。可_レ垂_二此経始終之意_一。」との記述がある。頼瑜は『住心決疑抄』を引いていないので、自性身中の加持身説を提唱するに当たり、この文中の「本有法身之上許_二有色心_一」からの直接的な影響意を受けたのかどうかは不明であるが、信証教学と頼瑜教学との連関性を伺わせる教説として注目される。但し、『真言宗全書』解題(八四頁)では、『住心決疑抄』を樂生房律師隆勝(一〇八八、一一五八)の著作と

しており、問題を存している。しかし、いずれにしても、頼瑜以前の教説に「本有法身之上許有_二色心_一なる文言が見られることに変わりはないのであり、注目に値する教説なのではないだろうか。

(27) 『大日經疏』卷一(大正三九・五八〇頁上)

(28) この古義(本地身方)、新義(加持身方)における『大日經疏』の訓読の違いを指摘した論考として、小林靖典「新義真言教学における《伝統》の一考察―『大日經疏』解釈を中心に―」(『現代密教』二三・二〇一二)が挙げられる。この論考において小林氏は、『大日經疏』卷一の以下の記述(大正三九・五八〇頁上)を、古義では、

經云薄伽梵住如來加持者、薄伽梵即毘盧遮那本地法身。次云如來、是_二仏加持身_一、其所住_二處_一。名_二仏受用身_一。即以_二此身_一、為_二仏加持住_一處。如來心王諸_二仏住_一、而住_二其中_一。既從_二遍一切_一處加持力_二生_一。即与_二無相法身_一無_二無別_一。

と訓読し、対して新義では、

經云薄伽梵住如來加持者、薄伽梵即毘盧遮那本地法身。次云如來、是_二仏加持身其所住_一處。名_二仏受用身_一。即以_二此身_一、為_二仏加持住_一處如來。心王諸_二仏住_一、而住_二其中_一。既從_二遍一切_一處加持力_二生_一。即与_二無相法身_一無_二無別_一。

と訓読すると論じている。(傍線部が訓読の相違する箇所である。)

古義の訓読では、「次に如來と云うのは、是れは仏の加持身であり、本地法身の所住處である。これを仏の受用身と名づける。即ち此の身を以て、仏の加持住處とする。如來心王諸仏の住であり、而も其の中(加持身)に住する。」との訳になり、加持身(＝受用身)が本地身の住處であると捉えている。

（加持身＝受用身＝住処）一方、新義の訓読では、「次に如来と云うのは、是れは仏の加持身の其の所住処である。これを仏の受用身と名づける。即ち此の身を以て、仏の加持住処の如来とする。心王諸仏の住であり、而も其の中（受用身）に住する。」との訳になり、受用身が加持身の住処であると捉えている。（加持身＝受用身＝住処）尚、本文にも示した通り、信証は、この加持身を自受用身であると捉えている。（古義に類した説）

（29）『大日経住心鈔』卷一（仏全四二・一五七頁上）

（30）『大日経住心鈔』卷一（仏全四二・一五七頁上）

（31）『大日経住心鈔』卷一（仏全四二・一五六頁上）

（32）『大日経住心鈔』卷一（仏全四二・一五七頁上）（下）

（33）『教時問答』卷二（大正七五・四〇九頁下）。またこの教説に直接関連するものとして、『教時問答』

卷一（大正七五・三八九頁上）の「然大日経云、仏住如来加持。義釈云、能加持身住所加持身。其能加持身是理法身。所加持身是自受用身・他受用身・變化身。」という教説が指摘される。尚、信証に限らず、諸学匠が教主義を論ずる際に「能加持（身）」・「所加持（身）」なる語をしばしば用いているが、この語を対概念（能・所）として初めて用いたのは安然である。安然はこの語を、『大日経義釈』の引用として用いているが、『大日経義釈』・『大日経疏』のいずれにも見られない用語である。このことについては、拙稿「頼瑜と台密―教主義を中心として―」（『佛教文化学会紀要』一三・二〇一四）参照。

（34）新義の論義書である聖憲（一三〇七～一三九二）『大疏百条第三重』卷三（大正七九・六三九頁上）

では、「今経会座可_レ有_二当機実行人_一乎。答、不_レ可_レ有_二实行人_一也。」とあるように、内証の境界たる自

性会に実行当機の人（＝因位の人）無し、と判ずるが、一方で、古義の代表的な論義書である『宗義決
択集』巻一（真全一九・八頁上）では、「問、於自性会_レ応有_レ実行因人_二乎。答、依_二一義_一則可_レ然也。」
として、自性会に実行当機の因人有り、とするのである。

(35) 『大日経住心鈔』巻七（仏全四二・三二八頁下）

(36) 『大日経住心鈔』巻七（仏全四二・三二八頁下）

(37) 『大日経疏』巻一（大正三九・五八一頁上）、『大日経住心鈔』巻七（仏全四二・三二八頁下／三二九
頁上）。

(38) 『大日経住心鈔』巻七（仏全四二・三二九頁上）

(39) 信証、根来（新義）の頼瑜・聖憲以外に「実行当機の人無し」と判ずる学匠としては、他に正智院道
範（一一七八／一二五二）を挙げることができる。道範は『大日経疏遍明鈔』巻四（続真五・一五六頁
上）にて、「自性会者自証位。全不_レ可有_二実行因人_一。故今釈次第自性会自受法楽儀式也。随自意法界宮、
雖無_二実行因人_一、為_二未来最上乘者_一流通得益儀式示現法楽。」と説き、未来機衆生のための説法であっ
て内証境界に実行当機の人（因人）無しと判ずるのである。

(40) 『大日経疏指心鈔』巻三（大正五九・六〇四頁中／六〇五頁上）。ここでは『大日経疏』巻一に説かれ
る「国王の喩」に対し、

私云、今譬説意、国王毘盧舍那本地身言断心滅自証位也。若有政令者、三密教令也。出居外朝者、……
（中略）……住_二加持三昧_一加持身也。……（中略）……境内信状等者、伝法者拳_二五句等_一流_二布聞_一
浮_二令_一未来衆生_二信也_一。合説中法王亦尔者、合譬如国王出居外朝也。……（中略）……聞者

生信已下、合_二境内信状等_一、是則指_二未來流通得益之人_一。非_二今經同聞衆_一也。問、云_二法王亦尔_一指_二國王_一、非_レ合_二當經教主_一乎。故疏釈_二教主_一云_二本地法身_一。何。答、譬說出居外朝今經説会也。若尔可_二加持身_一。『大日經疏指心鈔』卷三（大正五九・六〇四頁下）

と説き、自性会には実行当機の人がおらず、自性身中の加持身は未來機の衆生の為に説法すると主張している。またこの『大日經疏』「國王の喩」を、賴瑜が自性身中の加持身説の証文としてしていることから、教主義と実行当機の問題とが密接な関係であることが理解されるであらう。

(41) 『大疏百条第三重』卷三では、『大日經住心鈔』を引いた上で、

問、随他法界宮者、今經会座歟。如何。答、此事尤不審也。可_レ尋_二明匠_一。然大日如來說_二今經_一、有_二随自・随他之_一二説_一。云_二随他法界宮為_一今經会座。見_二私_一云、合_二兩所經_一不_レ可_レ云_二結集流傳_一。故正今經説处可_二随自法界宮_一。於_二随他法界宮_一説_二今經_一者、指_二海会現前説聽_一歟。第六卷釈_二海会現前相_一云、了了聽聞事如_二正説時_一無異。文_二既云_一如正説時無異。对_二瑜伽行人_一現_二三重曼荼羅海会_一説_二大日經_一云事分明也。『大疏百条第三重』卷三（大正七九・六三九頁下）六四〇頁上）

と説いて実行当機の人無しとするも、自性身中の加持身説を支持する新義の立場から、信証の教説を否定している。

(42) 『大日經住心鈔』卷七（仏全四二・三二九頁下）

(43) 『金剛頂經義訣』卷上（大正三九・八〇八頁上）中）

(44) 『大日經供養次第法疏』卷上（大正三九・七九〇頁中）

(45) 『大日經住心鈔』卷七（仏全四二・三三〇頁下）三三一頁上）

- (46) 『大日經住心鈔』卷七（仏全四二・三三一頁上）
- (47) 『大日經疏』卷六（大正三九・六四六頁上）
- (48) 『大日經住心鈔』卷七（仏全四二・三二九頁下）
- (49) 『大日經住心鈔』卷一（仏全四二・一五六頁上）
- (50) 『法華文句記』卷九下（大正三四・三三〇頁中）
- (51) 『教時問答』卷三（大正七五・四二〇頁上、中）
- (52) 『大日經住心鈔』卷二（仏全四二・一九六頁上、下）
- (53) 『教時問答』卷三（大正七五・四二〇頁中）
- (54) 『教時問答』卷三（大正七五・四一九頁中）「若大日經能加持身・無相法仏身・及以秘密法仏身・口・

意業、金剛頂經三十七尊、並是法仏現証菩提內眷屬毘盧遮那互体。」

- (55) 『大日經住心鈔』卷二（仏全四二・一九六頁下）
- (56) 『大日經住心鈔』卷二（仏全四二・一九六頁下）
- (57) 『大日經住心鈔』卷二（仏全四二・二〇二頁上）

〈キーワード〉信証、教主義、『大日經住心鈔』、実行当機、自性会因人